

## 八王子市社会福祉審議会条例

平成 26 年 9 月 24 日

条例第 30 号

改正 令和 5 年 2 月 22 日 条例第 2 号

## (設置)

第 1 条 社会福祉に係る施策に関する事項について調査審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として、八王子市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる社会福祉に係る施策に関する事項について調査審議し、答申する。

- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項（同法第 12 条第 1 項に規定する児童福祉に関する事項を含む。）
- (2) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項各号に掲げる事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項に関する事項
- (4) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく介護保険事業の円滑な運営に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

## (組織)

第 3 条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業に従事する者
  - (2) 学識経験者
  - (3) 市議会議員
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 4 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

## (会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 審議会の会長は、委員の互選により定める。
- 3 審議会の会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 審議会の副会長は、審議会の会長が指名する。
- 5 審議会の副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 第 3 条第 3 項の規定により臨時委員を置いた場合における前 2 項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

## (専門分科会)

第 6 条 審議会に、社会福祉における専門的な事項を調査審議等するため、次に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 地域福祉専門分科会

- (2) 民生委員審査専門分科会
- (3) 高齢者福祉専門分科会
- (4) 障害者福祉専門分科会
- (5) 児童福祉専門分科会

2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。

3 専門分科会は、審議会の会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

4 専門分科会に会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

5 専門分科会の会長に事故があるとき、又は専門分科会の会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会の会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 第4条第3項の規定は専門分科会の会長の職務について、前条の規定は専門分科会の会議について、それぞれ準用する。

7 審議会は、その定めるところにより、専門分科会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

(部会)

第7条 前条第1項第4号に規定する障害者福祉専門分科会に、次に掲げる部会を置き、その所掌事項は、次に掲げる部会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1) 障害程度審査部会 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する事項

(2) 自立支援医療機関審査部会 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定に関する事項

(3) 指定医審査部会 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師の指定に関する事項

2 前項に定めるもののほか、専門分科会は、その決議に基づき、専門分科会に部会を置くことができる。この場合において、専門分科会は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

3 部会は、専門分科会の会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

4 部会に会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

5 部会の会長に事故があるとき、又は部会の会長が欠けたときは、あらかじめ部会の会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 第4条第3項の規定は部会の会長の職務について、第5条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。

7 審議会及び専門分科会は、その定めるところにより、部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

(関係者の出席)

第8条 審議会、専門分科会及び部会の会長及び副会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会、専門分科会及び部会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(八王子市子ども・子育て支援審議会条例の廃止)

2 八王子市子ども・子育て支援審議会条例（平成25年八王子市条例第33号）は、廃止する。

(八王子市介護保険条例の一部改正)

3 八王子市介護保険条例（平成12年八王子市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章～第4章（略） 第5章 削除 第6章～第8章（略） 第5章 削除 第17条・第18条 削除	目次 第1章～第4章（略） 第5章 運営協議会（第17条・第18条） 第6章～第8章（略） 第5章 運営協議会 （運営協議会） 第17条 介護保険事業の円滑な運営を図るため、市長の附属機関として八王子市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる重要事項について審議し、答申する。 （1） 介護保険事業の適正かつ公平な運営に関すること。 （2） 保険給付に関すること。 （3） 介護保険を補完する給付に関すること。 3 協議会は、介護保険事業の運営に関する重要事項について市長に意見を述べることができる。 （組織） 第18条 協議会は、委員13人以内をもって組織する。 2 協議会の委員は、被保険者、高齢者団体の代表者、福祉関係者、保健医療関係者、介護サービスを提供する事業者、介護保険料額を負担する事業主及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。 3 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営については、市規則で定める。

附 則（令和5年2月22日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。